▼問い合せ先=税務課(住民税係)☎1928(621)2151	期間の税上をいっている 間度」である していたでの 利都の していたでの していたでの していたでの したいになっ 利あ月月なっ	 ●月間にはいていたいです。 ●日間にはいていたいです。 ●受付時間= ○受付時間= ○受付時間= ○としていたいです。 ○としていたいです。	加算税がかかる場合がありまると、後で不足分の税金を納入しています。してが、後で不足分の税金を納わしています。日までです。	町県民税申告相談は3月15日までに所得税の確定申告
▼問い合せ先=税務課(住民税係(☎569122)	▼手続きの方法=町ナンバープレート 応知しくだおい。 にわ越しくだおい。	で。 で 。 で 。 の の の の の の の の の の の の の の の	 ▲ 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 1 9) ▲ 0 2 8 - 6 4 5 - 5 1 6 1)、 ▲ 0 2 8 - 6 4 5 - 5 1 6 1)、 ▲ 0 2 8 - 6 4 5 - 5 1 6 1)、 ▲ 0 2 8 - 6 4 5 - 5 1 6 1)、 ▲ 0 2 8 - 6 4 5 - 5 1 6 1)、 	乗らない軽自動車の廃車届は